

「県民の皆様へのお願い」の変更について

4月16日、新型コロナウイルス政府対策本部により、基本的対処方針が変更され、埼玉県・千葉県・神奈川県・愛知県が、4月20日から「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域に追加されます。

このことを受け、「県民の皆様へのお願い」を見直しました。

県では、別紙により県民の皆様、各関係機関に対して呼びかけを行ってまいりますので、報道機関の皆様におかれましても、御協力をよろしくお願いいたします。

変更項目

◆変更前

【県民の皆様へのお願い（4月14日）】

- ・大阪府・兵庫県・京都府・東京都・宮城県・沖縄県への不要不急の外出を控える

期間：政府対策本部が「まん延防止等重点措置」の区域を指定している期間

- ・埼玉県・千葉県・神奈川県への不要不急の外出を控える

期間：各県が県民へ不要不急の外出の自粛を要請している期間



◆変更後

【県民の皆様へのお願い（4月16日）】

- ・大阪府、兵庫県、京都府、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、宮城県、沖縄県への不要不急の外出を控える

期間：政府対策本部が「まん延防止等重点措置」の区域を指定している期間